

検事長の勤務延長に関する閣議決定の撤回を求めるとともに、検察庁法改正案に反対する会長声明

政府は、本年1月31日の閣議において、2月7日付けで定年退官する予定だった東京高等検察庁検事長について、その勤務を6か月（8月7日まで）延長することを決定した（以下「本件勤務延長」という。）。

本件勤務延長の根拠規定について、政府は、一定の場合に任命権者が国家公務員の勤務を継続させることができると規定する国家公務員法（以下「国公法」という。）第81条の3第1項が検察官にも適用されると解釈した、つまり従前の政府解釈を変更したと説明している。

しかし、検察官の定年退官については、検察庁法第22条が「検事総長は、年齢が65歳に達した時に、その他の検察官は年齢が63歳に達した時に退官する。」と規定しているほか、同法第32条の2においては、当該定年退官の条項が、国公法附則第13条の規定によって定められた「検察官の職務と責任の特殊性に基づ」く「同法の特例」であることを明記している。

だからこそ、1981年（昭和56年）、国家公務員に定年制や定年延長制を導入する国公法第81条の2、同条の3の新設について国会で審議されていた際にも、これらの新設規定が検察官には適用されないという政府解釈の説明を受けた上で審議されていたはずであり、それは文理上も当然の解釈といえる。

このように検察官について国公法の特則が定められるのは、検察官には強大な捜査権が認められているだけでなく、国内の起訴権限を独占する立場にあって、その職務が準司法的作用を有しており、犯罪の嫌疑があれば行政機関や立法機関の構成員をも捜査の対象とする職責を有しているため、政治的な中立公正を担保すべき要請がひとときわ強いからである。検察官の人事について政治の恣意的な介入を排除し、検察官の独立性を確保することは、憲法の基本原理である権力分立に基礎を置く根本的な要請である。

したがって、上記の政府解釈変更は検察庁法及び国公法の解釈の範囲を明らかに逸脱しており、本件勤務延長は、検察庁法第22条及び第32条の2の規定に違反し、法の支配と権力分立を揺るがす違法なものである。

さらに政府は、本年3月13日、検察庁法改正法案を含む国公法等の一部を改正する法律案を通常国会に提出した。この改正法案は、全ての検察官の定年を現行の63歳から65歳に段階的に引き上げた上で、63歳の段階でいわゆる役職定年制を適用するとし、内閣又は法務大臣が「職務の遂行上の特別の事情を勘案し」「公務の運営に著しい支障が生ずる」と認めるときは、役職定年を超えて、あるいは定年さえも超えて当該官職で勤務させることができる規定となっている（改正法案第9条第3項ないし第5項、第10条第2項、第22条第1項、第2項、第4項ないし第7項）。

しかし、この改正法案が仮に成立すれば、具体的な法律上の基準もないまま、内閣又は法務大臣の裁量により、一部の検察官についてのみ定年を延長することで検察官人事に介入することが可能となってしまうが、その場合、準司法官ともいべき職務と責任の特殊性を有する検察官の政治的な中立性や独立性を脅かす危険はあまりにも大きく、憲法の基本原理である権力分立に反する。

そしてそのような事態は、仮に個々の検察官が政治的中立性や独立性を保って公正な職務を行っていた場合にさえ、その職務の陰に内閣及び法務大臣の裁量が関与しているのではないかとの疑念を払拭できないことになり、検察組織全体に対する国民の信頼を著しく損なってしまう。

よって、当会は、違法な本件勤務延長をした閣議決定の撤回を求めるとともに、国公法等の一部を改正する法律案中の、検察官の定年ないし勤務延長に係る特例措置の部分については、反対する。

2020年（令和2年）5月15日

青森県弁護士会

会長 竹中 孝